

新型コロナウイルス対策本部会議（第9回）

（新型インフルエンザ等対策本部会議（第1回））

決定事項（令和2年4月20日）

第8回本部会議決定事項への追記

(1) 市立小中学校の運営について

市立小中学校については、5月6日まで臨時休業を延長し、学校給食についても5月6日まで停止します。

学校預かりと学童保育については、4月17日から5月6日まで実施します（土・日・祝は開所しない）。また、感染拡大防止のため、保護者に対し極力自宅等で過ごすことを要請して行きます。

(2) 保育園、幼稚園、こども園、児童発達支援事業所の運営について

全ての保育園、幼稚園、こども園、児童発達支援事業所については、保護者の方に4月17日から5月6日まで登園自粛を要請することとします。なお、子育て支援センター、のびのび教室は臨時閉鎖（休室）とします。

(3) イベントや会議、公共施設の利用制限について

現行のとおり5月6日まで市が行うイベントや会議については、原則中止または延期とします。(集まる人数にかかわらず、行政が主催する会議等については、書面での回覧や決議など代替え措置等を検討すること。)

公共施設については、5月6日まで屋内に加え屋外施設について原則利用休止します。

(4) 市役所における感染拡大防止への取り組みについて

引き続き感染防止に向けた予防啓発を積極的に行うものとします。

職場においては、原則マスクを着用することとします。また、窓口業務での感染拡大防止のため、ビニールカーテン等の飛沫感染対策を講じることとします。

(5) 市職員の健康管理について

① 全職員の出勤前の検温の徹底と所属長への報告、及び所属長から部長へ報告することとします。

② 大阪府、兵庫県（特定警戒都道府県） 在住職員については、4月20日より在宅勤務や時差出勤等を織り交ぜた勤務形態

とします。

- ③ 各職場の密閉、密集、密接を避けるため、保健福祉センター
3階多目的ホールを臨時のワークスペースとする。また、各
部局で業務形態を検討することとします。
- ④ 職場等の勤務体制にもよるが、この機会に代休等取得に努め
ること。